

○久喜市指定文化財補助金交付要綱

平成22年 3月23日

教育委員会告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、文化財の保存のため、文化財の所有者若しくは権限に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「県条例」という。）、久喜市文化財保護条例（平成22年久喜市条例第106号。以下「条例」という。）及び久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「文化財」とは、法、県条例及び条例によって定められた文化財をいう。

2 この告示において「文化財保存事業」とは、文化財の管理、修理、復旧、公開、調査及び文化財の保存に必要な事務又は事業をいう。

3 この告示において「補助事業者」とは、文化財の所有者等その他市長が保存に当たることを適当と認めるものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、平成26年4月1日以降の文化財保存事業に要する総経費（以下「保存事業費」という。）とする。

(補助金の額等)

第4条 保存事業費に対する補助金の額は、当該保存事業費の2分の1に相当する額又は100万円のいずれか少ない金額を上限とし、予算の範囲内で市長が定

める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国庫補助金又は県費補助金の交付を受けた文化財保存事業に係る保存事業費に対する補助金の額は、当該保存事業費から当該交付を受けた額を差し引いた金額の2分の1に相当する額又は100万円のいずれか少ない金額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

3 市は、災害その他やむを得ない事情により補助事業者が保存事業費を支出することが困難と認められるときは、前2項の規定にかかわらず、予算の範囲内で市長が定める額の補助金を交付することができる。

(申請書の様式等)

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、久喜市指定文化財補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

(記載事項)

第6条 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の現状を示す写真又は図面
- (2) 所有者等の承諾書(補助金を申請する者に係る分を除く。)
- (3) 地上に工作物を設置する場合は、土地所有者の承諾書
- (4) 国及び県の補助事業であるときは、当該事業に係る補助金要綱及び交付決定通知書の写し

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第9条の交付決定通知書の様式は、久喜市指定文化財補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で教育委員会に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、久喜市指定文化財補助金実績報告書(様式第3号)のとおりとする。

(報告書の提出時期)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了後30日以内とする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、久喜市指定文化財補助金確定通知書(様式第4号)のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年10月27日教委告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月21日教委告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教委告示第26号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月23日教委告示第12号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。